

経済安全保障重点課題検討会議の開催について

令和4年3月11日
経済安全保障推進会議議長決定
令和5年4月18日
一部改正

1. 趣旨

社会経済構造の変化、国際情勢の複雑化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国民の生活や経済活動を支える重要な産業が直面するリスクの総点検と評価を行い、脆弱性を克服し、優位性・不可欠性を獲得するため、経済安全保障重点課題検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

3. 運営等

- (1) 会議の庶務は、内閣官房において処理する。
- (2) 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

経済安全保障重点課題検討会議 構成員

議長

経済安全保障担当大臣
経済安全保障担当大臣を補佐する内閣府副大臣
経済安全保障担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官
国家安全保障局次長 兼 内閣官房副長官補 (外政担当)
内閣官房内閣審議官 (国家安全保障局)
内閣官房副長官補 (内政担当)
内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補付)
内閣官房内閣審議官 (内閣官房国土強靱化推進室次長)
内閣官房内閣審議官 (内閣情報調査室)
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター副センター長
内閣府審議官
内閣府政策統括官 (経済安全保障担当)
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官
内閣府宇宙開発戦略推進事務局長
警察庁警備局長
金融庁総合政策局長
デジタル庁統括官 (戦略・組織グループ)
総務省国際戦略局長
総務省総合通信基盤局長
総務省情報流通行政局長
公安調査庁次長
外務省総合外交政策局長
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省大臣官房総括審議官
厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
農林水産省大臣官房総括審議官
経済産業省大臣官房首席経済安全保障政策統括調整官
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務情報政策局長
経済産業省商務・サービス審議官
経済産業省資源エネルギー庁長官
国土交通省総合政策局長
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
国土交通省鉄道局長
国土交通省自動車局長
国土交通省海事局長
国土交通省港湾局長
国土交通省航空局長
防衛省防衛産業政策統括調整官